

意見書

平成 19 年 1 月 17 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

項目 1	項目 2	内容	意見
(1) 施行規則、会計規則及び接続会計規則の一部改正	① 接続会計における設備区分の見直し	<p>接続会計と網使用料算定根拠の間の設備区分の乖離を解消するとともに、網機能との関係が不明確となっている設備区分を整理するほか、接続料算定に有意に機能していない設備区分の廃止・統合を行うことにより、接続会計の原価算定機能を高めることに資する。</p> <p>【接続会計規則 別表第一及び別表第二関係】</p>	<p>【意見】</p> <p>第一種指定電気通信設備接続会計(以下、「接続会計」という。)の原価算定機能を高める手段の一つとして、第一種指定電気通信設備接続会計規則(以下、「接続会計規則」という。)に定められた様式の設備区分の統廃合を行うことは重要なことですが、2007年10月11日に総務省より公表された「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」最終報告書(以下、「会計研報告書」という。)P.16においては、「当該設備区分が実績原価方式の接続料算定に用いられるかどうかだけでなく、将来原価方式やLRIC方式の接続料算定に関係するかどうかも併せ考慮することが必要」、「実際のネットワークを構成する主要な設備については、接続料算定に有意に機能していないことをもって直ちに他の設備区分と統合することは適当ではない」とあることから、安易な設備区分の統廃合はすべきではありません。</p> <p>そのためにも、今後においても設備区分の廃止・統合に係る省令改正を行う際には、今回と同様、当該設備区分の廃止・統合が与える影響について事前に十分な説明を行っていただきたいと考えます。</p>

	<p>② 事業会計における役務区分の見直し</p>	<p>指定電気通信役務損益明細表において、特定電気通信役務に係る役務区分を「基本料」、「市内・市外通信」、「公衆電話」、「その他」の区分に簡素化し、専用役務に係る役務区分を一の区分に統合するとともに、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分を「FTTHアクセスサービス」と「その他」の区分に分割することにより、市場間の不当な内部相互補助を牽制・抑止し、指定電気通信役務の料金の適正な算定に資する。</p> <p>【会計規則 別表第二様式第 14 関係】</p>	<p>【意見】</p> <p><FTTH アクセスサービス区分収支のさらなる詳細化について></p> <p>会計研報告書 P.24 において、「不当な内部相互補助が行われることを牽制・抑止するために、必要な市場については役務区分を設けてその収支をチェックできるようにすることが必要」、「Bフレッツは、市場が拡大傾向にあり、競争事業者からも、不当な内部相互補助を牽制・抑止する観点から、役務区分を設けることが特に求められている市場である」とされており、不当な内部相互補助を牽制・抑止するためにも、電気通信事業会計(以下、「事業会計」という。)においては B フレッツ収支をチェックできるよう省令改正を行う必要があります。この観点から、指定電気通信役務収支表において FTTH アクセスサービス区分の新設を行うことは適切であると考えますが、これに加え、同区分における営業費のうち、「顧客営業」「販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料」「宣伝」「企画」に該当する費用の明確化を行うことにより、事業会計に求められる内部相互補助を牽制・抑止する機能がより有効に働くものと考えます。従って、事業会計規則別表第二様式 14 における記載上の注意を、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p><修正案></p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>2 FTTH アクセスサービスについては、同区分に係る営業費(顧客営業、販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料、宣伝及び企画に係るもののみ。次表参照。)を摘要欄に記載すること。</u></p>
--	---------------------------	--	--

○ 表

費用科目	費用科目に計上される費用の内容
注文受付	営業窓口、116における受付等に係る費用
顧客営業	利用者に対する営業活動に係る費用(電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む)
システムサポート	顧客営業の技術サポートに係る費用
販売サポート	営業事務に係るオーダー処理費用、契約者管理費用及びテレホンカード販売等に係る費用
特約店に支払う取次手数料	特約店に支払う取次手数料
出納	料金等の受入事務に係る費用
料金	料金計算業務、請求書の編集・作成及び発行業務、料金催促並びに回収業務等に必要な費用
広報	利用者相談センター・報道対応等の広報活動に必要な費用
宣伝	テレビ・新聞等の広告・宣伝に必要な費用
企画	営業部門における企画業務に必要な費用
共通営業	各営業業務に共通して発生する費用

3 (現行どおり)

4 (現行どおり)

<FTTH アクセスサービス区分新設の開始時期について>

FTTH 市場の成長が著しいことを考慮すると、当該市場に係る内部相互補助の牽制・抑止は早急に求められるものであり、NTT 東西に対しては、FTTH アクセスサービス区分

		<p>の新設をした上での指定電気通信役務損益明細表の作成を 2008 年度分から求めるべきであると考えます。なお、区分の新設に伴い作成に準備期間を要するというのであれば、2008 年度分は参考値として公表させることも検討すべきです。</p> <p><FTTH アクセスサービス区分新設に係る経過措置について></p> <p>現行の改正省令案に則ると、2008 年度の指定電気通信役務損益明細表においては、FTTH アクセスサービス区分の新設がされない上、摘要欄の役務別（音声伝送役務／データ伝送役務）収支も公表されなくなる可能性があります。このことは、不当な内部相互補助の牽制・抑止のための収支チェックを目的とし、B フレッツ区分の必要性を示している会計研報告書の内容に照らしても不適切です。従って、FTTH 区分の新設に伴う経過措置を設ける場合には、その間少なくともBフレッツ収支把握の手掛かりとなる摘要欄の役務別収支の公表は維持すべきであり、改正省令案における附則を下記のとおり修正すべきと考えます。</p> <p><修正案></p> <p>附則 3 平成二十一年三月三十一日以前に終了する事業年度に係るこの省令による改正後の電気通信事業会計規則別表第二様式第 14 の表特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄については、FTTHアクセスサービスの欄及びその他の欄の記載を省略することができる。<u>ただし、同記載を省略する場合には、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務については、音声伝送役務及びデータ伝送役務に区分し、その区分ごとに営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は電気通信事業会計規則別表第二様式 14 における記載上の注意 1 の基準に準じて算定すること。</u></p>
--	--	---

			<p><ひかり電話区分について></p> <p>2007年10月11日に総務省より公表された「報告書(案)に対する意見募集結果及びこれに対する考え方」における考え方 25 において、「仮に、今後、ひかり電話が指定電気通信役務に指定されるような場合には、同じく第 3 章に記述した考え方に従い、役務区分の必要性を検討することが適当である」とされています。</p> <p>今回の省令改正において、指定電気通信役務損益明細表におけるひかり電話区分の新設は見送られていますが、ひかり電話が指定電気通信役務として指定された場合には、準備期間を生じさせることなく、速やかにひかり電話区分が追加された指定電気通信役務損益明細表の整備がなされるべきと考えます。</p> <p><指定電気通信役務明細表における部門別分計></p> <p>公正競争確保の観点から、NTT 東西の会計結果の検証性を確保すべく、接続会計と事業会計の相互参照性を高めることは必須であると考えます。</p> <p>そのためには、事業会計における役務区分の観点と、管理部門と利用部門という部門別の観点の双方からクロスチェックを行うことが可能となるよう、指定電気通信役務損益明細表において、すべての役務毎に管理部門と利用部門別に収支を分計することが有効と考えます。</p>
--	--	--	--

			<p style="text-align: center;">＜分計イメージ＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">役務の種類</th> <th colspan="3">第一種指定設備管理部門</th> <th colspan="3">第一種指定設備利用部門</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>営業収益</th> <th>営業費用</th> <th>営業利益</th> <th>営業収益</th> <th>営業費用</th> <th>営業利益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指定電気通信役務</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特定電気通信役務</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">音声伝送役務</td> <td>基本料</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>市内・市外通信</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>公衆電話</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>専用役務</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指定電気通信役務以外の電気通信役務</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特定電気通信役務以外の指定電気通信役務</td> <td></td> <td>FTTHアクセスサービス</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小計</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>指定電気通信役務以外の電気通信役務</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	役務の種類			第一種指定設備管理部門			第一種指定設備利用部門			摘要	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益	指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料								市内・市外通信								公衆電話								その他								小計										専用役務								指定電気通信役務以外の電気通信役務	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務		FTTHアクセスサービス									その他									小計										小計										指定電気通信役務以外の電気通信役務										合計							
役務の種類			第一種指定設備管理部門				第一種指定設備利用部門			摘要																																																																																																																									
			営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益																																																																																																																											
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料																																																																																																																																
		市内・市外通信																																																																																																																																	
		公衆電話																																																																																																																																	
		その他																																																																																																																																	
		小計																																																																																																																																	
		専用役務																																																																																																																																	
指定電気通信役務以外の電気通信役務	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務		FTTHアクセスサービス																																																																																																																																
			その他																																																																																																																																
			小計																																																																																																																																
		小計																																																																																																																																	
		指定電気通信役務以外の電気通信役務																																																																																																																																	
		合計																																																																																																																																	
<p>③ 接続会計整理手順書の位置付けの明確化</p>	<p>会計規則に基づき整理された費用と資産を管理部門と利用部門それぞれの設備区分に整理する際の手順を記載した接続会計整理手順書については、接続会計規則において必ずしも作成・公表を義務付ける</p>	<p>【意見】</p> <p>接続料は一元単位、あるいは機能によっては小数点以下の単位で設定されており、接続料の算定根拠の妥当性を検証可能とするためには、網使用料算定根拠において、一元単位の表示(項目によっては小数点以下も表示)とすることが必要であると考えます。</p> <p>接続料の適正な算定に資することを目的とする接続会計に定められる財務諸表は、網使用料算定根拠における第一種指定電気通信設備との接続に係る接続料の算定プロ</p>																																																																																																																																	

		<p>明確な根拠となる規定がないため、明文の規定を設ける。</p> <p>【接続会計規則 第6条及び第 10条関係】</p>	<p>セス等の内容の正しさを検証するためにも、同算定根拠と対比し、その整合性を確認できるものでなければなりません。</p> <p>従って、網使用料算定根拠と接続会計間の整合性・透明性を確保するためには、接続会計においても一円単位の表示が必要であり、改正省令案における接続会計規則第 6条第 4 項の記述は削除すべきと考えます。</p>
<p>④ 指定電気通信役務損益配賦方法書等における費用配賦プロセスの透明化</p>		<p>指定電気通信役務損益明細表等の費用配賦プロセスに関する記述をその配賦方法書に追加することを明確化し、配賦プロセスの透明化を図る。</p> <p>【会計規則 附則第3項関係】</p>	<p>【意見】</p> <p>会計研報告書 P.34 においては、「接続会計処理手順書と同様に、指定電気通信役務損益配賦方法書に配賦プロセスに関する記述を追加することが必要である」とされており、支配的事業者以外については新たな義務が生じないようにすべく、改正省令案における事業会計規則附則第 3 項については、以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p><修正案></p> <p>3 前項の規定により第五条第八号、第九号及び第十号の規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表については、<u>同表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を、当該指定電気通信役務損益明細表については同表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。</u></p>

	<p>⑤ 基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の把握</p>	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、平成 19 年度から、ユニバーサルサービスに係る交付金の交付を受けているところであるが、設備利用部門の費用の約7%の経営効率化について、情報通信審議会の答申を受けて、当該効率化の実績の報告を求められている。このため、基礎的電気通信役務収支表の営業費用について、設備管理部門と設備利用部門とに区分し、設備利用部門単体の営業費用の把握を可能とすることにより、当該経営効率化の実績の検証に資する。</p> <p>【施行規則 様式第 38 の2関係】</p>	<p>【意見】</p> <p>今回の省令改正により、ユニバーサルサービス収支に係るより詳細な情報が公開されるのは望ましい方向性ですが、将来のユニバーサルサービス制度の見直し議論に備えるためにも、今回の改正にとどまらず、今後は費目の詳細化等、より一層の情報開示をルール化すべきであると考えます。</p> <p>なお改正省令案によると、設備管理部門費用と設備利用部門費用の記載が必要なのは適格電気通信事業者に限る、とされていますが、そもそも「設備管理部門」「設備利用部門」といった会計単位が適用されるのは第一種指定電気通信事業者に限定されるものであることから、改正省令案における電気通信事業法施行規則様式第 38 の 2 第 1 表の注 4 を、下記のとおり修正すべきです。</p> <p><修正案></p> <p>4 「うち設備管理部門費用」及び「うち設備利用部門費用」の欄は、適格電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する事業者に限り記載するものとする。</p>
<p>(2) 会計規則の一部改正(販売奨励金の取扱いに係るもの)</p>	<p>① 事業会計における販売奨励金の取扱いの明確化</p>	<p>損益計算書において、電気通信事業者が、端末設備を購入した電気通信役務の利用者又は電気通信役務の販売代理店等に対して支払う費用のうち、電気通信事業営業損益の営業費用に該当するものは、その支払いの発生する原因が電気</p>	<p>【意見】</p> <p><会計制度のルール化について></p> <p>事業会計に基づく会計の整理が義務付けられているのは、電気通信事業法第 24 条の規定により、基礎的電気通信役務又は指定電気通信設備役務を提供する電気通信事業者に限られています。</p> <p>本会計規則の改正に併せ、法的規制が適用されていない電気通信事業者にも効力が及ぶ形で準法的拘束力を有するガイドライン等にて、会計上の新たなルールを策定する</p>

		<p>通信事業に該当するものに限ることを明確化することにより、当該費用を通信に係る部分と端末に係る部分に明確に区分し、コスト構造の透明性の向上を図る。</p> <p>【会計規則 別表第二様式第2関係】</p>	<p>ことは行政による過度なルール整備であり、昨今の規制緩和の流れに逆行するものと考えます。</p> <p>従って、一定の指針を示す場合であっても、現状の法的規制の範囲を逸脱しないよう配慮が必要であり、事業者毎の奨励金の体系の相違や、企業会計の考え方との整合等も踏まえ、ルール整備の範囲やその内容について十分に検討し、今後想定される多様なビジネスモデルに支障を来たすことのないよう柔軟性を確保すべきです。</p> <p>また、モバイルビジネス研究会の議論の経緯から、移動体通信事業者以外への影響については十分議論が尽くされているとは言い難いことから、ガイドライン策定時において再度意見募集を行うことが適当と考えます。</p> <p><指定電気通信設備を設置する事業者以外への接続料規制について></p> <p>接続料に係る規制範囲は、電気通信事業法第 33 条及び第 34 条の規定により、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に限られています。</p> <p>本会計規則の改正に併せ、法的規制が適用されていない電気通信事業者にも効力が及ぶ形で準法的拘束力を有するガイドライン等にて、接続料原価の適正性に係る記述がなされ、一定の方向性が示されることは、行政による過度なルール整備であり、昨今の規制緩和の流れに逆行するものと考えます。</p> <p>関連して、「平成 16 年度電気通信事業分野における競争状況の評価」(以下、「平成 16 年度競争評価」という。)における「移動体通信」領域の市場画定においても、移動体通信事業者間の相互接続の関係性に触れ、「事業者間取引でこのような対称的な地位にあるAとBは、どちらも相手事業者の利益に反する形で一方的に接続料を引き上げるこ</p>
--	--	--	---

			<p>とではない」との評価が示されているところです。また、同じく「平成16年度競争評価」における「移動体通信」領域の市場分析において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者について、「電気通信事業者全体に課されているネットワークの相互接続義務以外に、電気通信事業法第34条が定める第二種指定電気通信設備との接続に係る規制が課せられている」とされ、接続料の下方硬直性等の懸念に対しては、優越的な地位に対して一定の歯止め措置が規制によって講じられているとの評価も示されています。</p> <p>以上に述べたように、相互接続という事業者間取引の関係性や、第二種指定電気通信設備制度の存在により、市場原理と法的規制の両面において、一定の合理的範囲で接続料水準が決定されるメカニズムは既に存在しているため、移動体通信事業者の接続料の適正性の確保については、第二種指定電気通信設備制度が厳格に運用されることで必要十分な措置となり得るものと考えます。</p> <p>その意味では、仮に、本会計規則変更の目的が移動体通信事業者の接続料の原価範囲の適正化を図ることにあるとすれば、第二種指定電気通信設備を設置する事業者を対象として特定し、直接的にルールを厳格化を図ることがあるべき論であると考えます。なお、その際は、MVNOによる無線設備の利用促進に向けた計画の策定を前提に事業免許を交付されている広帯域移動無線アクセスシステムにより事業を行う事業者に関するルールについても検討の必要があるものと考えます。</p> <p>また、移動体事業者の接続料の原価や水準に係る議論がなされる場合には、「①算定方法」や「②ネットワーク」等に係る事業者毎の差異についても考慮する必要があります。</p> <p>「①算定方法」については、例えば英国では、規制当局がネットワークコストの算定に加え、「externality surcharge(外部性追加料金)」を算定するアプローチを認めている</p>
--	--	--	---

			<p>例もあり、日本においても、移動体通信事業者毎にその方法が異なることが想定される ところでは。</p> <p>「②ネットワーク」については、事業者毎の保有周波数帯域の違い(800MHzの周波数 帯を有するか否か)等に起因するネットワーク維持運営コストの差異に留意すべきです。</p>
(3)その他の 規定整備	<p>そのほか、接続会計規則で規定さ れる様式の整備及び上記の改正に 伴い必要となる所要の規定(スタック テストガイドライン、電気通信事業分 野における競争の促進に関する指 針)の整備等を行う。</p>	<p>【意見】</p> <p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」とい う。)については、平成16年6月18日に総務省より公表された『『電気通信事業分野に おける競争の促進に関する指針』(改定原案)に寄せられた意見及びそれに対する考え 方』P.1において、「本ガイドラインは、必要に応じて、「適宜機動的に」見直しを行う所存 である。特に、今年4月の電気通信事業法改正により競争環境がめまぐるしく変化する ことが予想されるので、電気通信事業法部分については、今回の改定後、1年後を目処 に見直しを行うこととしたい」とされています。しかしながら、その後、意見公募を通じて共 同ガイドラインの改正がなされた事実はありません。</p> <p>IP化の進展に伴い競争環境が大きく変化する現在において、共同ガイドラインの見直 しは喫緊の課題であり、今回の改正にとどまらず、以下についても同ガイドラインに早急 に反映する必要があると考えます。</p> <p>(1) 競争セーフガード制度に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> NTTグループ各社の禁止行為に該当する具体的事例の充実化、及びNTT東西 の子会社・関係会社を通じることによる禁止行為の回避を明確に禁止し、規制 に実効性を持たせることが必要と考えます。具体的には、「独占禁止法又は電 気通信事業法上問題となる行為」として、下記を追加していただきたいと考えま す。 	

			<p><共同ガイドラインへの追加文案></p> <ul style="list-style-type: none"> - 接続に係る業務に関連して入手した情報を用い、NTT 東西(その支店や代理店を含む)から他社の利用者に対し、他社サービスからNTT 東西のサービスへの切り替えを勧誘すること - 市場支配的な電気通信事業者とその子会社・グループ会社が営業活動に使用するツールにおいて、当該グループ会社のサービスを優先的に取り扱うこと - NTT東西が従来の電話業務で取得した顧客情報をフレッツサービス等他のサービスの営業に活用すること <p>(2) 活用業務に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT グループにおける共同営業等は事業者間の競争環境を歪める行為に他ならず、NTT 再編成の趣旨に鑑み全て厳格に禁止されなければなりません。従って、共同ガイドラインにおいて以下のとおり禁止行為に該当する具体的事例の充実化等を図るべきと考えます。 <p><共同ガイドラインへの追加項目案></p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西と NTT ドコモ相互間での共同営業については、原則禁止ではなく、例外なく禁止することを明記すること - NTT ドコモ側が主体となる FMC サービスに係る共同営業に関する規定を設けること - FMC サービス以外の NTT グループの共同営業について、詳細な規定を設けること <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同ガイドラインがより有効に活用されるよう、「東・西NTTの業務範囲拡大に
--	--	--	--

			係る公正競争ガイドライン」とも相互参照性を高め、双方のガイドラインにおける記述のさらなる明確化を図るべきであると考えます。
その他		接続会計処理手順書の見直し(配賦フロー詳細化)、指定電気通信業務損益明細表作成に関する手順の明確化	<p>【意見】</p> <p>NTT 東西に対し新たに作成が義務付けられる「配賦フロー」の内容を規定する記述が省令には含まれていないため、その内容を担保すべく、ガイドライン等により作成すべき内容を明確化する必要があると考えます。</p>

以上